

指定管理者の指定について

岐阜県百年公園（博物館に係る区域を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 岐阜市雛倉七九四番地の一

昭和造園土木株式会社

二 指定の期間 令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

